

秩父市農業委員会 令和7年 第7回定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

(1) 開会日時 令和7年7月23日(水) 午後2時30分

(2) 閉会日時 令和7年7月23日(水) 午後4時12分

(3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

(1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

(2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 26名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席		第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	出席		第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	出席		第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席	●	第4 区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	出席	●		富田 典孝	欠席
9番	○新田 恭一	出席		第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	出席			新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席			岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	出席			高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席		第6 区域	木村 誠司	出席
					浅見 喜一	出席

◎印 農業委員長

○印 会長職務代理者

●印 議事録署名人

4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について（5件）

議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について（2件）

議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について（6件）

議案第37号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について（2件）

議案第38号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について（1件）

日程第8 閉議・閉会

5 農業委員会事務局職員

職 名	氏 名	備 考	職 名	氏 名	備 考
事務局長	黒 澤 美紀子		主 幹	小 川 英 孝	書記
参 与	浅 賀 照 夫		主 任	川 上 僚 太	書記
主 査	笠 原 信 之		主 事	高 野 友 陽	
副支所長	山 中 恭 夫				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会令和7年第7回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承ください。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

黒澤事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中13名、農地利用最適化推進委員は、14名中13名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

7番 豊田 恵男 委員 及び 8番 黒沢 昌治 委員 以上、お二人をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をさせます。

黒澤事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。

始めに1 農業用施設の設置について説明します。詳細は記載のとおりでございます。

届出者は、●●地内で●、●、●●●●●等の栽培を行っており、農業の効率化を図るための農業用機械を格納する倉庫及び、出荷をするための作業場として必要であったため、設置されたもので隣接の宅地と一体利用されております。農地法4条の申請にあたり、昭和●●年頃より設置されていた事が判明し、始末書添付のうえ、届出がされたものでございます。

次に2 農地改良等に係る届出書の受理について説明します。

まず、番号1ですが、詳細は記載のとおりです。工事の理由は、農地を平面化し家庭菜園として、土地を有効利用するためです。改良する面積は●●●㎡で、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当します。

次に番号2、番号3ですが、詳細は記載のとおりです。

申請地は届出なく改良していたため、農業委員の指摘により是正指導した案件となり、始末書添付のうえ、届出がされたものでございます。工事の理由は、水はけを良くし、生産能力を向上させ

るため改良したいとのことです。改良する面積は、番号2は●●●㎡、番号3は●●●㎡、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当します。以上でございます。

日程第6 審議議案の報告

議長（横田 友会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をさせます。
黒澤事務局長 令和7年第7回定例総会において、ご審議いただきます議案について申し上げます。

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について（5件）

議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について（2件）

議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について（6件）

議案第37号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について（2件）

議案第38号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について（1件）

以上でございます。 よろしく願いいたします。

日程第7 議案審議

議案第34号上程 農地法第3条の規定による許可申請について（5件）

議長（横田 友会長） 議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（浅賀参与） 私からは番号1について説明します。議案書1ページをご覧ください。

本案件につきましては、申請地に隣接する農家住宅を購入してリフォーム後、申請地を使用貸借により借り受け、●●で新規就農を計画しております。

農業経験はないが、ご兄弟が秩父地区に在住で、必要に応じてご指導がいただける他、近隣の方々にもご指導をいただき、習得したいとのことです。

譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。

申請地は、●●●字● 畑 ●●●㎡で、●●●●●●●●●●の東 ●●●m付近に位置しています。

譲受人は、●●歳前半の●●で●●●から移住に合わせて隣接農地を借り、農業経験は無いが新規就農をし、●●●●●、●●●●●の栽培をする計画でございます。

現地を確認したところ、非耕作農地荒ていた畑の樹木伐採、伐根がすみ、●●●●●、●●●●●が植えられている状況で、畑全体の整地はこれから順次進める予定とのことです。

また、敷地内に●●●●●がございますが、当分の間引き続き●●●●●として活用して行きたいとのことでございました。移住につきましては、家のリフォームが終わる●●●を予定しているとのことです。以上でございます。

事務局（小川主幹） 番号2について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、秩父市 ●●字 ●●● 畑 1筆 計●●●㎡で、平成●年に相続により取得した土地です。

申請地は●●●の●●側約●●●m離れた場所に所在する土地です。

譲受人は、●●●後半で、現在所有している農地はありません。●●、●●●●●、●●●●●等の作付けを計画しております。小型の●●●1台を導入予定で、農業経験としては、親戚の畑を手伝っていたとのことです。申請地の隣接農地に自己用住宅を建築する計画がございまして、こちらについては、5条申請の3番で審議していただくことになっております。現地確認したところ、不耕作地でございました。

次に番号3について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、秩父市●●字●●● 畑1筆 ●●●㎡で、平成●年に相続により取得した土地です。

言った通りでございます。ただ、この黄色く囲ってある所が非常に荒れている土地で、よくここまでこのいい土地を放っておいたなあということで、私は感心しました。これを新規就農で耕作して、ちゃんとやっていくってことなので、今後期待を込めておるところでございます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

また番号3につきましては、私の持ち分の所でございます。長年この場所も、黄色く四角く囲ってあるところは放置してあったところでございます。番号2と同じように、木が生い茂り、ここを開拓して新規就農ということで、やることなんで、長い目で見て、ちょっと見ていきたいと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

13 番 新井 一雄委員 13番新井です。番号4、5について意見を申し上げます。概要は事務局の説明の通りです。まず4について申し上げます。譲渡人の●●さんは、現在●●●に住んでおまして、遠方すぎて農地の管理ができないとのこと。●●さんのご実家は、譲受人の●●さんから見て、●●●●●●にあるということで近所でありまして、そもそも旧知の仲だったそうです。該当農地は先ほど説明あった通り、●●さん宅の真ん前で庭畑として好条件と思います。現地に行きましたところ、保全管理の状況でした。こういったことから今回、贈与という形で●●さんが農地を取得し、農業を行うということで何ら問題なく、適切な申請と考えます。

次に5について申し上げます。現在●●●●●●●●で以前●●●●●●●●を営んでいた所有者が今回、●●●●●●に住んでいる●●さんに畑5筆約●●●●●㎡を空き家バンクを通して売買するというものです。●●さんは●●●●●●●●●●とともに畑を購入しまして、新規に就農するとのこと。該当農地は●●が植えられていて、最近まで耕作されていた畑と、非耕作地が混在していました。この取引により荒廃が心配されていた当該農地が管理されるということで、大変良いことだと考えます。以上2件についてご意見ご審議を皆さんお願いいたします。

6 区 木村 誠司委員 6区木村です。先日新井農業委員さん、また事務局の方と、4番について現地を確認させていただきました。5番については、本当に目の前の庭がもうその畑ということで、既に整備されておりました。今すぐにでも耕作できる状態になっております。問題ないと思われます。5につきましては、今、新井農業委員さんのおっしゃった通りなんですが、動物対策の柵も前任の方が回してありますので、少し手を加えれば、畑として十分に利用できる状態だと思います。また、遊休農地と空き家解消という点からも、一括取得ということなので、とても良い事かと思いました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等がありますか。

3 区 小久保 健二委員 3区小久保です。これは直接関係ないんだと思うんですが、No. 5の方です。これ、今通行止めになってるけど、物流が大丈夫ですか。

事務局（山中副支所長） 物流ということでございますが、生活道路としましては、この集落を通る道路は、地域の方あと仕事でご利用の方は通過してるわけなんです。昨日、知事の記者会見です。ね、30日から、大滝トンネルの緊急開通ということで、通れるということで発表されておりますので、あと一週間程度ですが、今まで通りになり、大丈夫と見込んでおります。

3 区 小久保 健二委員 はいわかりました。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。他にご意見はございますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第35号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそうのように決しました。

議案第36号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)

議長(横田 友会長) 議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局(川上主任) 私からは番号1について説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●字●● 畑3筆 ●●●●●●㎡で平成●●年に相続により取得した土地です。

宅地●●●●●●㎡を一体利用し、申請地と合計した所用面積は●●●●●●㎡です。

案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●●●から●●に約●●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない農地として第2種農地判断しました。転用の目的は、農家住宅の敷地拡張です。

申請事由について説明します。申請人は、昭和●●年頃から申請地を農家住宅の一部として使用しており、今後も同様に使用したいとして始末書添付の上で申請されました。新たな資金は発生せず、隣接地に耕作者の承諾書が必要となる農地はありません。現地確認したところ、宅地状態でした。説明は以上です。

事務局(小川主幹) 番号2番について説明します。申請人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は●●字●●●● 畑1筆 ●●●●㎡で、令和●年に売買により取得した土地です。申請地は、●●●●●●の●●側約●●●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、障害者施設用地を計画しております。

申請事由につきまして、申請人は、●●●●●●●●●●を運営しておりますが、開設●●年目を迎え施設の老朽化が進んでいるため、利用者が快適な生活を送るための生活棟の新築を計画いたしました。申請地については、●●年ほど前から、当施設の利用者が活動するための畑として利用してきております。令和●年には農地法3条の許可を得て売買し、現在は、申請人の所有となっておりますが、引き続き畑として利用されております。計画建物は、●棟、建築面積は●●●●㎡で、一体利用地として宅地、山林を含めて計画してございます。資金計画は整っております。隣接耕作者はおりません。なお、申請地の一部が、駐車場として使われていましたので、始末書が添付されております。現地には、耕作のための●●●●●●●●が数棟建っております。私の方から以上です。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

11番 富田 博明委員 11番富田です。番号1について意見を申し上げます。先日ですな担当職員の川上主任と現地確認いたしました。申請地は宅地の前にある農地なんですけど、県道との間の土地を昭和●●年から農家住宅の一部として使ってたという事で、ちょうど出入口で使っていた状態です。現在は一応、パトロールでは不耕作状態、宅地なんですけども、植木等が植わっている状態で、まあ宅地利用という形だったと思います。始末書も添付されて、周りにも耕作地は無いという事で、承諾書も必要ないということで、特に問題はないと思います。ご審議お願い致します。

9番 新田 恭一委員 9番新田です。番号2について意見を申し上げます。内容につきましては事務局の説明の通りでございます。今現在、●●●●●●●●が●棟大きな●●●●が建ってるんですが、非常にいい苗を作るんですよ、野菜の苗を。私は今年というか昨年ですが、●●●●の苗1,000本ぐらい買ったんですが、本当に良い苗で、本当に勿体ないなあと事務局の方にですね、そういう話もしましたけれども、いろんな●●作っては●●にしたり、いろんな作業をしている中での、野菜の苗作り、またその中で●●●●●●とか、いろんな葉物野菜とかですね、作っていいものが出来ていた状況です。非常に残念だなというふうな気持ちもございます。しかしながら●●●●●●●●の奥りは、山林ということ、雑草地になってですね、●●●●のうちの●●●●㎡が畑ということでございます。その中でございまして、●●●●●●、今現在ある物が老朽化しているという状況の中ではやむを得ないのかなというふうに考えます。皆さんご審議をよろしくお願い致します。

議長(横田 友会長) ありがとうございました。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。意見ございませんか。

7 番 豊田 恵男委員 7 番豊田です。ちょっと確認なんですけども、申請面積●●●●、で施設が、建てるのが●●●●●●この差についてちょっと説明していただきたいんです。

事務局（小川主幹）そうですね申請面積は、●●●●㎡ですけどこれが黄色い実線のところになります。あと一体利用地で、宅地と山林があるんですけども、これ全部足しますと●●●●㎡ありまして、その中に建物●●●●㎡を建てる予定です。以上です。

7 番 豊田 恵男委員 山林の面積のその場所的なものわかりますか。

事務局（小川主幹）こちら側が宅地になっておりまして、奥の方が山林となっています。点線部分が一体利用地でございまして、宅地がこちら●●●㎡、あと山林がありまして、●●●㎡と●●●㎡という事です。

7 番 豊田 恵男委員 じゃあ差し引いた面積はもう現に許可をもらってると解釈していいですか。山林とか。

事務局（小川主幹）山林とか宅地については、農地法とはまた違いますので、一体利用するという事になっております。

7 番 豊田 恵男委員 他は許可もらったかは関係ない、今回はこの●●●●㎡。

事務局（小川主幹）そうですね、●●●●㎡のうち●●●●㎡が畑であったので、今回農地転用されたっていうことでございます。

7 番 豊田 恵男委員 他は大丈夫っていうことですね。

事務局（小川主幹）他は山林のもし規定があれば、うちの方、農業委員会とは関係がない話だと思います。

7 番 豊田 恵男委員 はい、ありがとうございます。

議長（横田 友会長） 他にご質問等はございませんか

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 3 5 号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそうように決しました。

議案第 3 6 号上程 農地法第 5 条の規定による許可申請について （6 件）

議長（横田 友会長） 議案第 3 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号 1 について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●●● 畑 1 筆 ●●●●㎡ で平成●年に売買により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●● ●●●●から●●に約●●m 離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第 3 種農地と判断しました。転用の目的は、宅地分譲地です。

申請事由を説明します。申請地は、交通の便がよく、●●や●●●も近く住宅地として適しているため、譲受人が売買により取得し、宅地分譲地●区画を計画したものです。

申請地の一部は、平成●年頃から駐車場として利用されており、始末書が添付されています、権利の種類は所有権移転で資金調達計画も整っております。現地を確認したところ、一部違反転用状態となっております。なお、申請地の隣接に耕作農地がありますが、本申請に隣接農地の承諾書は添付されておりません。代わりに土地所有者が遠方に居住していること、登記情報が古いことから隣接耕作者から承諾書を得ることができなかった旨の理由書が添付されています。以上です。

っています。また、隣接地に承諾が必要となる農地はございません。現地を確認したところ、周辺農地に影響はございません。説明は以上です。

事務局（笠原主査） 続きまして、番号6について、説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は●●●字●畑 2筆 合計●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●の●● 約●●●kmに位置しており、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅です。

申請事由ですが、譲受人は現在、●●所有の一戸建てに●●とともに生活しておりますが、自身の住宅を建築し独立をしたいと計画していたところ、本申請地を手放したいと考えていた譲渡人との間で売買の話がまとまり、この土地に自己用住宅を建築したいとして、今回の申請となりました。

資金計画は整っております。また、本計画では申請地に隣接する、墓地●●●●●●●も一体利用する計画となっております。すでに、墓じまいは済んでおり、この度の住宅建築にあわせて地目変更登記を行う予定です。隣接農地につきましては、同意書が添付されており、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。●月●●日 現地を確認したところ、保全管理の状態で、一体利用する墓地についても更地となっております。説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番吉川です。議案36号の番号1について意見を申し上げます。概要については先ほど事務局の方で説明した通りです。そこで黄色く囲ってある所は先ほど言った通りで、一部駐車場ということで違反転用で、一部が●●が植わってたりして一応耕作というような形ではありました。それと問題とちょっとなることなんですけども裏、裏の案外広い農地も耕作農地になっております。ここ1年以内ぐらいに苗木を、20本から植えてあったような状態でした。

先程事務局が説明した通りで、やはりちょっと私がちょっと感じたのは2点、隣接農地の承諾書がまず無いということで今回理由書という形で、そういう書類を提出していただけてますが、この理由書の効力というのがわかんないんですけども、どこまで効力があるか、そういった形でトラブルになる心配はあるんじゃないかというのがちょっと気になったところであります。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

1番 新井 範委員 1番新井です。議案36号2ですが、事務局のご案内の通り、以前この周辺全てが住宅で売買されたところに一つ、自分も気づかなかったんですけど、農地があるというような事がわからなかったのも、あとこの手前の現地調査をやって確認で、いつも手前の方が、両方が耕作放棄だったりいろいろするところがあるもんですから、そればかり気になってちょっとぼやけていたんですけど、ここは一部農地で残ってたというところなので今回譲渡ができるというですね、何とかですけどまあこれ保全管理状態っていうよりも、もうちょっと草でちょっと何ですか、40センチぐらい地盤が低いという所で何も作れないかなというところなんですけど、一応今度それが譲渡できるという物件だったということで、他にはもう事務局のご案内のとおり、全部周り中、宅地になってるもんですからこれ仕方ない宅地として譲渡できるような状態にしてあったということです。皆様のご判断をお願い申し上げます。

9番 新田 恭一委員 9番新田です。3番について意見を申し上げます。先ほど第3号で、審議して

いただきまして、その隣いういうことになります。譲渡人の母屋がこの自宅の裏にある、庭として使ってたわけですね。この譲渡人が相続してから●●年たったとこういう状況です。相続の時に、農地ということがわかってたら、ここでなんですが、始末書で片付けられちゃってあれかなあというふうな感じであります。しかしながら新規就農されてですね、ここへ新築してやるという、譲受人ですか、そういうふうな気持ちもありますんで、よろしいんではないかというふうに思いますが、皆さまご審議願いたいと思います。以上です。

5 番 長谷川 玲委員 5 番長谷川です。4 番について意見を述べさせていただきます。今回、事務局長と一緒に現地確認に行ってまいりました。保全管理された状態で、今回●●の方の中で意見もまとまっていることで、必要書類も揃っておりますので、特に問題ないかとます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

7 番 豊田 恵男委員 7 番豊田です。3 6 号 5 番について説明いたします。この土地は、●●●●●●、●●●●●から今回に対して分筆した土地であります。これ、農振法がかかったんですが、令和●年●月●日、農振除外の告知が出てますので、なんの問題がない土地だと思います。審議よろしくお願いいたします。

4 番 黒田 昭雄委員 4 番黒田です。6 番について意見を申し上げます。内容は、事務局の説明の通り。先日笠原主査さんと二人で現地を確認してきました。現地は草が刈り払われていて、保全管理されていまして。特に問題ないと思いますけど。審議のほどよろしくお願いします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。
質問等がありますか。

3 区 小久保 健司委員 ちょっと聞き間違えかわからないんですけど、先ほど No. 1 吉川委員の方から何か不足の書類があるような話をちょっと、引っかかるようなことを言ったんですけどその辺は大丈夫かな。

事務局（川上主任） はいご質問ありがとうございます。吉川委員からお話いただきましたが、私の方からもお話をさせていただいた隣接農地耕作者の承諾書が提出されていないという点です。まず農地転用の手続き書類についての説明をさせていただきますと、農地転用手続きの中で必ず提出する必要がある法定添付書類と、法定で決まってるものではありませんが、県や農業委員会が独自求めている任意書類があります。そして、この隣接農地耕作者同意書というのは、秩父市農業委員会の方から独自にトラブル回避のために求めている任意書類となっております。

今回、経緯としましては、隣接農地の登記情報が古く、土地所有者へ連絡を取ることが困難なことに加え、譲受人、譲渡人が両方とも近隣に居住しておらず、隣接農地の状況はわからない状況とのことでした。現地を調査した申請者代理人の話によると、隣接農地はここ最近耕作された様子があり、地権者とは別の方が現地を管理しているのではないかという話がありました。しかし、何度かその申請者代理人の方が現地を訪れたり、申請者へ状況を聞いても、どなたが耕作しているか分からず、今回承諾書が添付できなかったとのことです。最初の話に戻りますと、隣接農地耕作者の同意書というのは、任意で求めている書類ということですので、農地転用の審議を行う上では、許可には影響しない書類となっております。これまでも、隣接農地耕作者の承諾書を提出できない場合、申請者の方から理由書をつけていただいております。今回も同様に理由書をつけていただいております。以

上です。

3 区 小久保 健司委員 承諾書がなくてもトラブルは生じないという事で考えてよいのか？

事務局（川上主任） なかなかそれが難しいところで、隣接農地耕作者の承諾書の有無において、トラブルが必ず起こる起こらないかは分かりません。トラブルが生じた際、農業委員会で確認を取ったかとい話が出る可能性はありますが、反面添付がないからといって、どうしても承諾書を用意できないという状況の中で強制的に提出させるというところがどうしてもできない種類の書類になっております。また、今回転用目的が、宅地分譲でありまして、今回の手続き上は建物を建てず更地の状態で工事が完了する計画となっています。状況から鑑みると、どこか日陰ができるということはなくこの手続き上は目的からすると隣接農地に与える影響というものは少ないんじゃないかと考えております。以上です。

3 区 小久保 健司委員 はいわかりました

議長（横田 友会長） 他にご質問等はございませんか

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 3 6 号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 賛成多数であります。よって、本案はそうのように決しました。

暫時休憩とします。再開は 3 時 5 5 分といたします。

・・・休憩・・・

議案第 3 7 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について（2 件）

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 3 7 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題とします。事務局に説明させます。

黒澤事務局長 番号 1、番号 2 は関連がございますので、一緒に説明します。

案内図をご覧ください。申請地は、●●●●●●●●の●●●●●●付近にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第 2 種農地と判断いたしました。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

当初、建売住宅 3 棟を建築し販売する用地として、令和●年●月に 5 条申請の許可を得て事業を実施したところ、3 区画の面積と形状が変更されたこと、また、その内の 1 区画は一般住宅から事務所として事業継承がされたため、変更計画申請書が出されております。

その経緯でございますが、番号 1 につきましては、当初計画では、隣接する中古住宅の販売が先行するなか、中古住宅購入者が既存物置も一緒に購入したい話を受け、3 区画の分割形状を変更したところ、区画が分断されてしまい、進入路の位置を変える必要が生じ、面積と形状を変更し販売いたしました。また、番号 2 につきましては、●●●●●●●●●●影響を受け、当初の事業計画が大幅に遅れていた中、継承者となる事業所が、●●●●●●に伴い早急に新たな事務所の建築が必要となり、近郊地の県道沿いに事務所用地を探していたため、話がまとまり、3 区画のうち、1 区画は

事務所として、利用されることになりました。本来の許可申請の内容と異なっていることから変更申請に至りました。追認ですので、それぞれ、始末書が添付されております。現地を確認したところ、変更申請どおりであり、周辺農地への影響はございません。

こちらの図ですが、左側が変更前、右側が変更後となっています。真ん中にある中古住宅を購入した方が、裏の倉庫も一緒に購入したため、ピンク色に塗ってある区画と緑色に塗ってある進入路が変更となっております。以上でございます。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

5 番 長谷川 玲委員 5 番長谷川です。今回現地確認に行ってまいりましたが、申請当時と契約当時と実際変わってしまったたということで、変更申請ですね。必要書類も添付されているのと、それぞれもうあの人が入っておりまして、皆さん特に問題なさそうでした。周りの畑に面しているところや、間、間もフェンスで囲われていて、それぞれ問題なく過ごされておりましたので、特に問題ないかなというふうに思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等はございませんか。よろしいですか？

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 3 5 号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそうように決しました。

議案第 3 8 号上程 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断について（1 件）

議長（横田 友会長） 次に議案第 3 8 号、を議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（小川主幹） 番号 1 について、説明します。

申請地は ●●字●●●●畑 1 筆 ●●●㎡で平成●年に申請者が相続により取得した土地となります。案内図をご覧ください。申請地は●●●から●側 ●●●m 付近に位置しております。

本件は、この土地が農地法 第 2 条 第 1 項に定義する農地に該当するか否かについて、判断をお願いするものです。土地の所有者から非農地判断について申し出があり、●月●●日に新田委員さん、田口委員さん、●●日に小久保委員さんと現地を確認しました。

平成●●年●月●●日付け農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法 第 2 条 第 1 項の農地に該当するか否かの判断基準等について」によると、次のいずれかに該当する場合、「農地」に該当しないものとする、とされています。

①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。

②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるとき。この 2 点により、現地調査を行いました。

現地は、横瀬川に面しており、地形は急峻な崖地となっており、雑木が生えております。以前は川のそばに平地があったとのことですが、現在は川に降りる道はございません。私の方からは以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見を伺います。

9 番 新田 恭一委員 9 番新田です。過日事務局、それから田口さん、一日おいて小久保さん、現地を確認をさせていただきました。ここ写真を見る限り、そばまで行くとかなり怖いような状況で、もうすぐ崖なんですね。以前はいくらか畑として使えた部分もあったかもしれませんが、崖崩れ等によってですねかなり浸食されて、今ほとんど垂直な崖というふうになります。その中にこういうふうに大きな木が生えてくるということで畑に戻す理由がない状況でございますので、よろしくご審議願いたいと思います。以上です。

3 区 小久保 健司委員 3 区小久保です。過日、事務局の小川さんと見させていただきました。皆さんの説明通り、放置した年というか、●●年も放置するとこういうふうになるんだなど、感心しました。また進入路も無し、これはどうにもならないということで、私は帰ってきました。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

3 区 田口 徳行委員 はい、第 3 区田口です。先日小川主幹さん、新田さんと現地の方確認させていただくということでお邪魔しました。非常に、この農地に復元するか否かっていう形で今までも何件も案件が出てきたわけですけども、こちらを見させてもらおうとですね、とてもとてもこうだったらいいな、ああだったらいいかなっていう状態は感じられませんでした。で、今ノリみたいに見えてますけど、あの崖地のところから出ているんですけど、もう復元っていうか、ここはなぜ農地っていう地目であったのかなあと。昔ですと、食料だとかいろいろな形の中で、いろんなことがあったんでしょうけど、今ですと、大変無理な状態だと思いますのでよろしくお願いします。ご審議のほどお願いします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等がありますか。

議長（横田 友会長） 他にご質問等はございませんか

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 3 2 号について、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、農地に該当しないと判断することに決しました。

日程第 8 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもちまして秩父市農業委員会 令和 7 年第 7 回定例総会を閉会いたします。